

APPE 2008 報告

2008年2月21日から24日にかけてアメリカテキサス州サンアントニオで実践・専門職倫理学会 (Association for Practical and Professional Ethics, APPE)の年次大会が行われ、報告者は22日と23日に出席した。以下に報告者の参加したセッションの概要をまとめる。

1 アメリカのヘルスケア

基調講演では Ezekiel J. Emanuel (NIH) が "Beyond Band Aids: Curing the Sick American Health Care System" と題してアメリカのヘルスケアの仕組みについて提言を行った。

アメリカのヘルスケアシステムは財政と執行の両面での改善が必要である。エマニュエルは七つの目標として、すべてのアメリカ人をカバーする、コストをコントロールする、統合された高品質の執行システム、選択、公平な財政的責任、医療過誤への対策、経済を助ける、等をあげる。たとえばコストのコントロールという点でいうと、現在すでに医療費について2.1兆ドルが使われており、今のペースで医療費が増えると2050年には国家財政のすべてを医療に使うことになる。他方で陽子ビームを使った治療などまだ証明されていない高価な治療が行われており、なんとかコントロールする必要がある。

これまでに提案されてきた解決策には四つのパターンがある。エマニュエル自身が Victor Fuchs とともに主張しているのは guaranteed health care access plan (保証された皆保険) と呼ばれるものである。これはすべての人が政府からバウチャーをもらい、それを使っていくつかの民間保険会社の提供するスタンダードパッケージのどれかを買う (つまり自分では加入費を払わなくてよい) というものである。買わなかった人はどのパッケージかがランダムにわりあたえられる。パッケージに入っていない医療は本人が払う。契約は企業単位ではなく個人単位で行われる。現在の保険契約はそのまま有効とするが、新規の契約は行わないものとする。これが最善の政策だというのが Emanuel の考えである。

Emanuel は他の三つを批判する。まず、incremental reform (漸進的改革)、つまり今のシステムを温存しつつ手を加えていくというやり方では7つの目標のどれも実現できない。次に、Fill in the cracks (亀裂充填) 型、つまり強制的な皆保険によっていまのシステムでカバーされていない人もカバーするというやり方がある。これはヒラリー・クリントンやバラク・オバマが支持している方法である (この大会はちょうど民主党の大統領選挙予備選が行われている時期に開かれた) しかしマサチューセッツ州での実践例を見ると、コストコントロールもできていない上にすべての人がカバーされる結果にもなっていない。Fill in the crack 型も不十分である。最後のモデルは Single payer (保険の一元化) 型、つまり保険の支払者を国に一元化するという考え方である。これは労組などが要求している。しかしこの方法では執行の統合はできない。保険会社は統合のインセンティブを持っているが政府に一元化してしまったら市場原理が働かなくなり、非効率な執行システムが残ってしまう。

guaranteed health care access plan 方式に対しては、金持ちがより多くの医療を受けられるシステムは非倫理的だという批判がある。しかし、問題はそこではなく、スタンダードな医療がリーズナブルかどうかというところのはずだと Emanuel は言う。また、自律という観点からも医療に金をかけたくない人に払わせるのは悪平等というものである。ただし、政治的にいってこのプランを実現するのは難しいと Emanuel はいう。もっと詳しいことが知りたい人は 5 月に出版される *Healthcare Guaranteed: A Simple, Secure Solution for America* という本を読むようにとのことであった。

この講演にはさまざまな質問がフロアから出たが、報告者も気になっていた、こういう問題について市場は信頼できるのか（つまり Emanuel の提案するようないくつかの会社の競争で本当に執行の効率化や品質の向上が行われるのか）、という質問もあった。これに対して、Emanuel は現在の保険市場はあまりにも機能不全であり、市場そのものを構築する必要があると答えていた。この発表について、報告者は、本人も認めるように、あからさまに高度な医療を富裕層だけが受けられるシステムをつくることに対して政治的な反発は大きいであろうという感想をもった。ただ、倫理学者がここまで政治的な生臭いテーマにコミットして二大政党とも労組とも違うモデルを提案しているという点についてはまったく脱帽である。

2 社会哲学と応用倫理の基礎付け

David Ozar (Loyola University of Chicago) は“*The foundations of social philosophy and applied ethics*”と題する発表で、応用倫理や社会哲学の研究の基本的なモデルについて論じた。応用倫理という言葉は間違っていると Ozar は言う。そもそも応用倫理においてわれわれは演繹的なやり方で思考しない。抽象的な倫理理論はあとから正当化に使われることはあっても判断を導き出すためには使われない。ジャーナリズムならジャーナリズムの倫理基準といったようにその分野の倫理基準が使われる。では、分野特定の倫理基準が応用されるという意味で応用倫理という言葉を使うことはできるだろうか？その場合でも分野の倫理基準が「応用」されるわけではない。倫理基準の大半はそもそも言語化されていない。

こうして演繹モデルを否定した Ozar がかわりに提案するのは社会哲学という言葉である。Ozar の考える社会哲学で行われるのは social /ethical analysis である。この分析は social system の記述的理解から始める（ここでは社会学の知見が非常に有用である）。どんな専門職の倫理においても目標となっている概念や社会的役割の理解が不可欠である。そこには、言語化された規範や言語化されていない規範を知ること、実践的なインパクトについて知ることが含まれる。

Ozar のイメージする社会哲学では、social system の分析のあとは研究の進む道は二つに分かれる。第一は“*questions at hand*”、つまり手元にある問題を考えるという道である。現在の規範で解ける問題はそれで十分だが、それだけではすべての問題を完全にはとけない。たとえば専門職としての責任と家族に対する責任の葛藤といった問題については専門職の規範は答えを用意していない。こういうとき、システムの外側に出て考える必要が出てくるわけで、哲学的な思考が役に立つ。第二の道は“*imagining otherwise*”、つまり他の可能性を考えるという道である。これは、システムがまったく別

のものだったらどうかと考えるという研究である。インサイダーにとってはまったく違うシステムを考えるのは難しいので、哲学者のようなアウトサイダーが役に立つ。この道を進む場合、広く想像することと現実的に想像することの両方が大事である。ただ「現実的」というのはここでは規範的な意味合いを持ち、「追求する価値がある程度に現実的」という意味である。その可能性を実現すべきかどうかを考えるわけである。

Ozar のモデルにたいしてフロアから、どのくらい「現実的」であることを求めるのか、という質問があった。Ozar の答えは「現実的ユートピア主義者」だ、というものであった（どういう含意なのかは聞き逃した）。また、フロアからの感想として、自分がやっている仕事はそんな感じではなく、トレーニングをしたり、質問に答えたり、心理学的な分析をしたりというのが仕事だ、というコメントもあった。

報告者の感想としては、確かに社会的なシステムについて社会学的な知見を利用して考えるというのは応用倫理でもっと強調されてよいという点は同意である。ただ、フロアからのコメントにもあったように、そうした分析をどう活かすかというレベルでは Ozar のモデルはあまりに限定的すぎるように見える。また、社会学的な分析が役に立つ研究もあれば、もっと別のタイプの知見が必要な研究もあるであろう。

3 公教育における ID 論教育

“Doubting Darwin? The ethics of teaching non- standard science in Public Schools”というセッションでは、Doubting Darwin: Creationist Designs on Evolution という本の合評会が行われた。出席予定だった著者の Sahotra Sarkar (生物学の哲学を専門にしている) が欠席したため、別の生物学哲学者 Michael Boylan が急遽呼ばれてスピーカー席に座り、本の概要を説明した。

もし生物学の授業で知的設計論 (ID 論) を教えるなら、すべてのことを ID 論でやらなくてはならない。実験のクラスも ID 論で教えることになるがそんなことはできるのか。社会学や哲学の授業でとりあげたり、私立学校で教えるのはかまわないが、公立学校の生物学の授業で ID 論を取り上げるのは問題だ、というのが本の趣旨だとのことであった。ID 論側からの議論として 5%ルールというものがある。少なくとも生徒の 5%がある信念を持っていたら、その信念を尊重したカリキュラムを組まなくてはならないはずだ、という議論である。しかし、もし 5%の学生が平坦宇宙説だったら平坦宇宙を教えるのだろうか。あるいは 5%がホロコースト否定論者だったらどうだろうか。5%ルールには何の説得力もない。Boylan は説明の中で最近作られた創造博物館 creation museum に触れ、ある意味で非常に興味深い場所だ、というようなコメントをしていた。

Robert Crouch がコメンテーターとして、あえて反論するのだろうか、という観点からコメントした。ID 論者は「論争を教えよ」というのをスローガンに掲げるが、問題となるのは、どういう論争が教えられるべきか、ということである。これは、教育の目的は何か、ということと関係がある。もちろん教育の目的は知識を教えることだが、しかし知識とは何だろうか。知識の定義はいろいろあるが、真理であることは一つの条件である。しかしそれならば、論争を教えることで真理にたどりつくなら論

争を教えた方がいいのではないだろうか。また、教育の目的はもっとも広く信じられている考え方を次の世代に伝えることだ、という考え方もある。この場合は論争を教えるべきだろうか。そういう場合もありうるだろう。

このコメントに対しては、当然ながらフロアから一斉に批判が浴びせられた。まず、あったのは、学校では科学の内容だけでなく方法論も教えずにはならない、という批判である。ID 論で科学の方法論を教えられるのだろうか。また、生物学者だと名乗る聴衆の一人は、再現性や parsimony といった科学的方法論の観点からいって ID 論の入る余地はない、という。

次に道徳的な責任や家庭における思想の自由とどう両立させるか、という質問があった。Boylan は社会学などの時間にやればよいと答えた。Crouch は子供に対する治療拒否を扱うのと同じような考え方であつえばいい、という。また、思想の自由という点については、定説を真理だと思わなくてはならないわけではないが、知っておく必要はあるから、やはり定説の教育は正当化される、という意見があった。

次の質問は、大学の教員は ID 論をめぐる論争において証言する責任があるか、というものだった。質問者は Texas A&M の教員だということだったが、同大学の科学哲学者はあまり乗り気ではないようだ。これに対して、Boylan は、そうした論争に参加したことでテニユアがとりあげられたことがあるという例をあげて、それが理由だと考える。しかし、道義的にはもちろん責任もあるし権利もあるというのが Boylan の答えである。

ID 論教育についてはさらに、科学の背景にある仮定を明らかにするという意味で利用することはできるかもしれない。という意見もあれば、生物学の授業で教える疑いの範囲を超えているという意見もでていた。「論争を教える」ということ自体に賛成する人でも、誰が教えるかが大事で科学者が教えるならいいが創造論者が教えるのは問題だ、という意見を披露していた。

このセッションは他のセッションと比べても非常にフロアが活発なセッションで、参加者のすべてがこの問題について一家言持っているという印象すらあった。議論としては合評会から離れて発散してしまったが、興味深いセッションではあった

4 地理情報システムの倫理

“Ethics Education for Graduate Programs in Geographical Information Science and Technology”と題するセッションでは、四人のスピーカーが地理情報システム (GIS) の倫理教育というテーマで発表した。彼らは GIS&T における倫理教育について NSF のグラントをもらった研究をすすめており、そのプロジェクトの一環として今回のパネルが組織された。DiBiase の専門が GIS, Davis の専門が哲学、Keefer と Huff の専門が心理学、と、さまざまな分野の研究者があつまって倫理教育プログラムの開発をすすめている。

David DiBiase (Pennsylvania State University) はまず GIS&T (geographic information science and technology) というのがどういう分野かという話から始めた。

GIS&T とは、広くとれば電子化された地図情報を使う分野全般を指す。GPS 技術に関する分野や衛星写

真に関係する分野もこの広い意味の GIS&T にふくまれる。古典的な測量学も近年航空写真などを使うようになって GIS&T の中に統合されつつある。また、いくつかの地図情報を照合して情報を引き出すソフトウェアがあり、それを使って仕事をするのが狭い意味での GIS である。こうしたソフトウェアのもとになったソフトがあり、それが GIS という分野を作った。そのソフトは基本的には三次元の CAD ソフトだが、地球をリアルな三次元の形状にモデル化している。こうしたソフトを使って、たとえば、洪水の際に冠水しやすい場所を三次元モデルの上でわりだして保険料の算定に使うといった仕事や、同様に排水の流れを調べる仕事などが GIS の仕事となっている。あるいは Geospatial Intelligence といって、衛星写真を使った諜報活動もあり、GIS のおおきな分野となっている。たとえばコソボ紛争の際には、最近火災にあった建物の衛星地図と民族分布の地図を照合して、コソボで民族浄化が行われているかどうかを調べるといったことが GIS を使ってなされた。GIS は未だ前専門職的段階だが、政府機関を中心にすでに 5 万人ほどが GIS を仕事としており、成長の著しい職業となっている。

GIS&T をすでに確立した専門職である測量学の延長に考えるのか、コンピュータサイエンスに近い GIS を中心に考えるのか、そもそも一つの専門職としてとらえるのかとらえないのかなど、分野の性格規定がまだ定まっていない段階である。DiBiase は GIS&T は一つの新しい専門職業ととらえられるべきだという Nancy Obermeyer (Indiana State University) の考え方を支持する (Obermeyer はこのパネルディスカッションで登壇するはずだったが悪天候のため出席できなかった)。

GIS&T が新しい専門職業であるという前提の下で、倫理綱領が提案されている。(以下の URL で読むことができる http://www.gisci.org/code_of_ethics.aspx)。その内容は三つのタイプの義務を特定するものである。第一の義務は社会に対する義務で、社会の利益を最優先するべきだということである。第二の義務は雇用者に対する義務で、たとえば自分が行う資格のあるサービスだけを提供せよ、というような条項が含まれる。第三の義務はこの専門職と同業者に対する義務で、たとえば同業者の知的所有権を保護するという内容が含まれる (たとえば土地の登記が国ではなく地方自治体のレベルで行われるということに由来する知的所有権問題がある、とのことだったがよく分からなかった)。

今後 GIS&T の専門職倫理教育プログラムを開発していくうえで、いくつか考えなくてはならない理論的な問題がある。今回のパネルでは以下のような問題に注意を集中したい。

まず、GIS&T にはコンピュータサイエンスなどの関連する分野とくらべ、特別な倫理問題を生むような特徴があるだろうか。次に、GIS&T 専門職を育てていく上で、どういう倫理教育上のリソースが利用可能だろうか。第三に、GIS&T の専門職倫理教育で、道徳的推論能力を測るためにはどのような方法があるだろうか。特に、すでに働いている GIS&T 専門職に対して学生にインタビューさせるという手法が提案されているが、このやりかたの利点と欠点はどこにあるだろうか。最後に、GIS&T 教育では倫理教育は必修とされるべきだろうか。

次のスピーカーの Michael Davis (Illinois Institute of Technology) はまず専門職業とは何かという話からはじめた。専門職業を定義するには、学術分野 (discipline) と領域 (field) と職業 (occupation) を区別する必要がある。学術分野は正式のトレーニングをつんだ人々の集団であり、領域とは一群の相互に関係した問いによって定義される「場所」であり、職業とは生活の糧を得る方法

である。特に、専門職業(profession)とは、道徳的に許容できるような仕方で仕事をしたいという目的で組織を作っている同じ職業の構成員たちで、高い行為の基準を持っている人々である。こうした定義によれば、DiBiase の言う GIS&T は領域であり、GIS こそがこの意味での専門職業にあたることになる。

次に倫理という言葉についてであるが、Davis は倫理という言葉の三つの用法を区別する。一つは morality と同義、一つは哲学の一分野としての倫理、もう一つが特定の領域における行為の基準で、Davis の言う倫理とは(そして専門職倫理教育において教えられるべき倫理とは)この第三のカテゴリーである。この意味での倫理は外部の人間が教えることはできず、その専門職業の人が教えるしかない。したがってどんな授業をするにせよ、専門職倫理の授業には必ずその専門職が関わっていないとほならない。

次に DiBiase の挙げた問題について Davis なるの見解をのべる。まず GIS に特有の倫理問題があるかどうかだが、これは GIS 側の人判断する必要があるので Davis からは特に答えはない。第二の教育の方法についてであるが、事例についての討論が最善の方法である。それから、決定の手続きを教えるのが大事である。デイヴィス自身は7段階法を提唱しているが実際にやるのは別に5段階だろうと3段階だろうとかまわない。とにかく手順にそって考える方法を一つ提示しないと、学生は手順にそって考えようとはしない。教科書としては、専門職倫理の単独の教科書ではなく、できれば、その分野のテクニカルな内容の教科書に倫理的な内容が含まれているのが理想的である。第三の評価の方法であるが、デイヴィスは専門職倫理教育において評価すべきポイントを倫理的知識、判断スキル、感受性の三つにわけた。この三つは事例について議論をさせれば評価できる。事例を見てどこで倫理問題が生じているか気づくことができるかどうかで感受性を、その問題についてどういう基準が存在しているかについての知識を示せるかどうかで倫理的知識を、適切な判断を下せるかどうかで判断スキルをそれぞれ評価できる。専門職の人に対して事例を使ったインタビューをするのはよい考えである。なにより、専門職が本当に倫理を気にかけていることを学生に示すことができるというのが大きい。(第四のポイントについては時間がたりず言及することができなかった。)

次に Matthew Keefer (University of Missouri, St. Louis) が専門職倫理教育の具体的な方法について論じた。専門職倫理教育では評価の方法が大きな課題となる。評価には外的評価と内的評価がある。外的評価とは、期待されている結果が出ているかどうかを外から評価を行うことで、しばしば定量的な結果が求められる。倫理教育における外的評価方法としてスタンダードなのは DIT (Defining Issues Test、コールバーグ理論をベースに、道徳的ジレンマに対する答えから発達段階を調べるテスト。James Rest により開発された) であるが、これは本当にはかりたいものをはかれているのかという妥当性の問題がある。さらには、DIT を目標とすることで performance-base の倫理教育デザインになってしまう可能性があり、それは倫理教育の本来の目的をゆがめてしまう。Keefer が提案するのは problem-base の倫理教育デザインである。これはその分野に特有の倫理問題について学生に考えさせるというものであり、特に正しい答えというものはもうけず、多様な回答を許容する。こういう授業でも、outcome という形で数量的な評価は出ないけれども、内的な評価は可能だ、ということであった。

最後に Charles Huff (St. Olaf College) が倫理教育に含まれるべき内容についての議論を行った。Huff は心理学者であるがコンピュータ技術者倫理のウェブ教材の開発などをしており、「社会-技術システム」(socio-technical system)の分析を行わせる倫理教育を提唱している。Huff は倫理教育に不可欠な要素として「道徳的説得」(moral persuasion)をあげる。一般の倫理教育では推論スキルが重視されやすいが、「倫理を自分の中に取り込む」(integrating ethics into self)という側面がないと教えたことは無駄になる。そうやって取り込まれてはじめて道徳的コミットメント(moral commitment)が発生するのである。

そうした教育においては、道徳的キャリア(moral carrier)というものについて教えるのが大事である。これは、大事件で模範例となるような専門職ではなく、日常の業務の中で倫理的に仕事をこなす専門職のキャリアを指す。道徳的コミットメントにもう一つ大事なものは道徳的環境(moral ecology)である。その専門職業が安全やユーザー中心のデザインを大事にしているということが道徳的コミットメントを生む環境をつくる。専門職倫理の授業でどういう話題を取り上げるかというのも道徳的環境の重要な一部であり、気をつけなくてはならない。どのくらい道徳的なコミットメントを獲得したかを授業内で評価するのは難しいが、だからといって重視しなくてよいということにはならない。

このパネルの議論に対して、会場からのコメントは、そんなことを言っても認証評価において具体的な outcome を求められるではないか、どうするつもりなのだ、というところに集中した。Davis はたとえば DIT に問題が多いことはすでに指摘されており、そういうものは求められていない、ということを受けていた。なお、DiBiase の話によると、このパネルのもとになっているグラントが認可される前、DITベースでグラントに申請したところ「DITには問題があるので専門職倫理について調べた方がいい」というコメントを審査委員からもらい、それでこの学会に顔を出して Davis らとコンタクトをとったのだという。Davis はまた、倫理教育における outcome とはまさに倫理的判断能力を身につけさせるということであり、それは Davis が言った評価方法で質的には十分評価できる、ということであった。このセッションは、いわば GIS 専門職という新しい専門職業の立ち上げというプロセスの一環としておこなわれたものであり、そのこと自体が興味深かった。こうしたワークショップの受け皿となることで、APPE 自体が専門職生成プロセスの一環をになう一つの社会的機能を持ち始めていると言っては大きすぎるか。

5 倫理と他の動物

“Ethics and other animals”のセッションではまず Alan Beck (Purdue University) が“Pit bull legislation”と題する発表を行った。ピットブルテリア(Pit Bull)は人気のある犬種であるが、危険な犬である。犬にかまれて死ぬ事故の統計を調べたところ、AKC (アメリカンケンネルクラブ)に登録されているピットブルテリアの比率に比べてピットブルテリアが原因の死亡事故の比率が有意に高く、さまざまな犬種を比べても突出していることがわかる(グレートデンなどは危なそうなイメージがあるが飼育されている比率と見比べるとあまり事故比率は高くないことがわかる)。

ピットブルテリアはそもそもブルベイツィング(犬を牛にけしかける遊び)のために品種改良をされ、

1835年にブルベイティングが残虐だといって禁止されたあと、1860年代に闘犬が流行するとともに闘犬の人気犬種となった犬種である。犬種ごとに行動パターンというものはあり、ピットブルテリアが育て方にかかわらず闘犬としての行動をすることは否定できない。以上のような考察から、Beckは、ピットブルテリアに特定の立法が必要だと主張する。その法案には、ピットブルテリアを決して解き放たないことや、これ以上ピットブルテリアの数を増やさないとといった内容が含まれる。この結果ピットブルテリアという犬種自体が姿を消すことになるかもしれないが、それはしかたのないことだと Beck はいう。

次のスピーカーは Deni Elliott (University of South Florida) で “Do dogs have moral agency?” というものだった。Elliott は人間と犬の関係についての考え方を考える必要があるという。伝統的には犬は所有物と考えられてきたが、別のとらえかたもあるのではないかというわけである。背景としては、道徳共同体の拡張の流れがある。最初は合理的な判断力のある人間だけの共同体だったのが、子供や合理的思考のできない人、十分な能力を持たない人にまで拡張され、その後道徳的値打ち (moral worth) を持つ他のもの、胎児、動物、遺体、文化、芸術、環境などにまで拡張されてきた。イルカや類人猿を道徳共同体に含めるかどうかということもしばしば論じられてきた。

こうした議論の前提になっていたのは、人間以外の動物は道徳的行為者性 (moral agency) を持たないという考え方だった。しかし、犬についてはその考え方を改める必要があるのではないか、というのが Elliott の議論である。犬は訓練することができる。何が正しく、何が間違っているかを学ぶことができる。他人をだますことができる (たとえば牧羊犬は羊を襲う気がないのに襲うふりを行うことができる)。もちろんそうした犬の行動は所詮外的な規則に従っているだけで、コールバーグの道徳的発達理論では「規約的レベル」の段階にとどまっているのではないか、と言う人もいるだろう。しかし、犬は内的に動機づけられた自律的な行為もできる。Elliott は子供のころから盲導犬を使ってきた経験から、盲導犬が単純に主人の命令に従うわけではなく、主人にとって何がよいことかを考えて行動する場合があると考え (主人が明らかに危険な方向へ行こうとした場合、盲導犬は従わない、など)。多くの犬がそういう能力を示さないのは育て方に問題があるのである。

次のスピーカーは Pamela Hogle (University of South Florida) で、 “Force training and development of at-liberty relationship between service dogs and their partners” というタイトルであった。補助犬と人間の関係は特別であり、at-liberty のレベル、つまり犬が自発的にパートナーを助けるというレベルに達することもある。しかしそのレベルに達するかどうかはトレーニングのしかたによる。伝統的なトレーニングは ear-pinching という罰をあたえることでトレーニングを行うが、1980年代から出てきた reward-based training method では、いい行動に対して clicker と呼ばれる褒美を与えるだけでトレーニングを行う。Hogle 自身もそのメソッドでトレーニングを行っている。at-liberty の関係をパートナーとの間に築くことができるのは後者の方法でトレーニングされた犬の方である。本当に罰を使わないで効果的なトレーニングができるのか気になるところだが、補助犬のトレーニングを行う 3つの機関の 88のチームにアンケートをとったところ、伝統的方法でも reward-based でもパフォーマンスには差がないという答えだった。同じことが達成できるなら、トレーナーにはより人道

的な方法を選ぶ倫理的義務があるはずである。しかも、将来のパートナーとの関係の基礎としては、reward-basedの方がいいわけだから、伝統的方法を使う理由はない。

これらの発表に対してさまざまな質問があった。Elliottの発表に対しては、なぜ自律という古い考え方にこだわるのか、という質問があった。現在の倫理学ではむしろそうした古典的な行為者性の概念が破壊される方向にあるので、それを利用してはどうか、という意見であった。また、動物の権利について考えるなら、別に自律など持ち出さなくても法的権利をみとめさせる方法はある、とあって、ストーンの「木は法廷に立てるか」を紹介している聴衆もいた。このやりとりに対してBeckは、仮にそうした議論がすべて失敗しても、われわれはmoral patientとしてのピットブルに対して考えなくてはならないことがあるはずだ、とコメントしていた。また、別の聴衆からのコメントとして、人間と犬の関係にはpromise-making relationshipというものを考えることができるのではないかと、というものもあった。つまり、犬が散歩につれていってもらいたいことをききたいしていて、しかもそれが暗黙の約束に基づく道徳的に合法的な期待であるという場合がありえて、そういうときにはわれわれは犬に対して散歩につれていく道徳的な責任を負うはずである、というのである。

報告者の印象であるが、Elliottの議論は動物倫理の議論としておもしろい切り口であり、正直なところそれを既存の徳倫理学アプローチやストーン流の権利論に流し込もうとするフロアの意見にはあまり感心しなかった。適切なやりかたでトレーニングすればat libertyな関係をパートナーと築くことができるというのは、おそらく犬だけに限られた能力ではないだろう。また、犬についてはおそらく数万年規模の人為選択でその能力が生じてきたと考えられるが、同じプロセスを効率的に行えば他の種についても同じことが短期間におこりうるだろう。このように考えると、この指摘は潜在性論（赤ん坊と他の動物の差を自律性を発達させる潜在性があるかどうかで説明する議論）についても新しい論点を提供するものとなっているように思われる。

6 バイオエシックス研究者の倫理

“Ethics of Bioethics”という本の合評会では、生命倫理の研究者たち自身の倫理が話題となった。この本を編集したのはLisa Eckenwiler (George Mason University)とFelicia Cohn (University of California, Irvine)だが、まずEckenwilerが概観をおこなった。この本は生命倫理学における資源の分配の不均衡や生命倫理学者の行っている仕事への疑問が原動力となって生まれた。たとえば諮問委員会やメディアに登場する人と登場しない人の差が激しいことや、どこの大学で学位をとったかといったことが大きな差となっている現状がある。

その他、生命倫理学者たち自身の倫理問題として考えなくてはならない問題として、生命倫理学のアイデンティティの形成、生命倫理学自体の倫理綱領、生命倫理学が公衆を教育する責任、多元主義的民主主義における役割、ブッシュ大統領の生命倫理委員会と保守的政策の関わりが適切かどうか、生命倫理学者の道徳的インテグリティをどうやって保つか、生命倫理学への市場の圧力にどう対処するか、といった問題があり、この本で取り上げられている。

最初のコメンテーターはLisa Rasmussen (University of North Carolina at Charlotte) だったが、

長年生命倫理学の倫理について考えてきた立場としてはこういう本が出版されるのはよろこばしいが、ここではきついコメントをする、と前置きして以下のようなコメントを行った。生命倫理学のアイデンティティはどこにあるか。かつてはアイデンティティがあったが現在ではコンセンサスは存在しない。この本ではアイデンティティを発見したという議論がなされているが、それはなんらかの真理の発見というものではなく想定という性質のものである。Bob Baker による生命倫理学の倫理綱領を作るという試みは生命倫理学を専門職にしようという意図のものであるが、生命倫理学がどういう専門職なのかという点については議論の余地がある。たとえば基本的な性格として生命倫理学者はインサイダーなのかアウトサイダーなのか。倫理委員会の委員長をつとめるのは本来の仕事なのか、専門職に対する裏切りなのか。活動家であることは生命倫理学者の本質なのか。こうした問題に答えずに安易に倫理綱領など作れないはずである。

次のコメンテーターElizabeth Heitman (Vanderbilt University Medical Center) は、この本を読むにあたってはだれもが自分がこの本で描かれるフィールドのどこにあたるのかを考えないわけにいかないという話からはじめる。Heitman 自身は生命倫理という言葉を使わず、生命医療倫理という言葉を使う。生命医療倫理で博士号を発行するプログラムに最初に入ったという意味で、この分野に意識的に参入した最初の世代だと Heitman は言う。その立場から見て気づくのは、この本には医師の声があまり反映されていないということである。生命倫理学という分野は彼らとの協力の中で成立したし、現在でも医師たちは生命倫理学に貢献している。この本は誰を読者として想定しているかがはっきりしない。生命倫理学者たち自身以外が読むとは思えないが、内容から言うと外部むけにかかっているようにも見える。

Heitman は生命倫理学はまだ若い分野だと考える。もちろん生命倫理学は成立から40年たっているわけだが、専門職のライフサイクルのようなものを想定してみた場合、生命倫理学を青年期にある専門職としてとらえることができるのではないだろうか。今の生命倫理学にはいろいろ若気の至りなところはああるが、それは成熟への必要なステップなのだと Heitman は考える。

以上のコメントに対して、もう一人の編者、Felicia Cohn が返答をおこなった。まず、執筆陣に医師がいないという点については、臨床医やジャーナリストのコメントも求めたが原稿は書いてもらえなかったとのことである。ビジネスエシックスなど他の実践倫理の領域の人の寄稿ももとめたが実現しなかった。また、アイデンティティがはっきりしないという点については、個人が専門職としての役割と家庭での役割の両立で困るように、生命倫理という専門職業自体もいくつかの役割の両立で困っている、と Cohn は言う。それを解決していくためにも、関係する分野の外部の人に読んでほしいのだと言う。

フロアからの意見として、まず、ここで生命倫理学の直面する問題だとしてあげられたことはすべて法曹専門職にもあてはまる、というコメントがあった。つまり、生命倫理学の現状が青年期の一過性の状態だというのは甘いのではないか、というわけである。また、そうした対立はマクロレベルでは非常に生産的であり、否定する必要はないという。

また、会場にいた著者の一人から、お金の縛られているとあって他の分野を批判する生命倫理学自身

がお金に縛られているのはおかしいじゃないか、ということが言いたかったのだ、というコメントがあった。それに対し、Heitman は、20年前にはお金などなかった、お金があることを批判するのではなくどこからくるのかを考えるべきではないか、と答えた。編者の一人 Eckenwiler はお金よりも権力のことを考えるべきだという。メディアで取り上げられるホットな話題にお金が集まり、それが生命倫理学の研究課題をしぼることになる。

また、別の著者から、生命倫理学者には専門知識はあるが説明責任が発生しないために専門職業とまらないのではないかと、という声があった。つまり、コンサルテーションをしても、その内容から生じた結果について責任を問われることはなく、そこが医師とは違うところだ、というのである。

報告者の感想だが、こうしたかなりつつこんだレベルで生命倫理学者の間で自己言及的な議論がかわされるといのは非常に新鮮であった。日本での現状と引き比べてみたとき、よくもわるくもアメリカにおける生命倫理学の成熟を物語った本であり合評会だったといえるだろう。

7 軍隊倫理

“military ethics”のセッションでは、まず Shunzo Majima (Hokkaido University) が“Civilian Protection and Professional Ethics”と題する発表を行った。この発表で Majima はイギリスとアメリカの軍隊倫理をもとに、兵士が市民を保護しそこなう道徳心理学的な四つ理由を考察する。(1) 兵士に対する教本には市民の尊重という考えは出てこない。そのために比例性の原理があまり制限されずに使われてしまう。(2) 市民の尊重と両立しないような感情的な反応。(3) 軍隊的なマインドセット。軍隊的成功を求めると目的が手段を正当化するという考え方が生じる(4) 戦闘下のストレスが生じる。もともと市民保護は軍隊の倫理に入っていたが20世紀になって姿を消した。しかし軍隊の目的が変化するにつれ市民保護の倫理が再び要求されるようになってきている。Majima はそうした倫理を軍隊に取り込むにはトレーニングの中にそうした要素を入れるべきだと言う。戦闘における効率性を追求する現在のトレーニングではそういう要素をとりこむ余地はないが、それは内容次第だと思われる。また、市民保護のエートスを軍隊倫理にとりこむことを実現するには軍隊を統制する政府や軍隊そのものの役割も重要になる。

会場からの質問として、まず、市民の定義は何か、というものがあつた。軍服を着ていないからといって非戦闘員とっていいのか。Majima の答えは、軍隊に入っておらず、戦闘にも荷担していない人を市民と呼ぶ、というものであつた。次の質問は、戦争の開始に責任がある立場の人々を単に市民だからというだけで戦争のターゲットから外すのは正しいのか、市民がえらんだ政府が不正な戦争をはじめたとき、市民もまた責任があるのではないかと、というものであつた。スピーカーは、確かにそういう問題もあつてむずかしい、と答えていた。また、完全に市民を守ることで、かえって戦争を浄化してしまい、戦争がスポーツ化し長期化するということもありうるのではないかと質問も出ていた。

次のスピーカー、Thomas Jefferson (Brooke Army Medical Center), Karin Waugh Zucker (Army, Baylor Graduate Program in Health and Business Administration) C. Scott Kruse (同上) は “Military

medical assets and intelligence collection : an exercise in applied ethics: a case study” というタイトルで発表を行った。Jefferson らは米軍内で資金をもらって倫理の研究をしている。今回の発表は、実際に米軍の軍医の倫理教育で使っているシナリオベースの教育の紹介だった。具体的には、医療従事者の諜報活動についてジュネーブ条約に従うか従わないかについて長期的結果と短期的結果を考える、という演習のために架空のシナリオを使った。

第一のシナリオは医療部隊が医療活動中に諜報活動を行うというものである。ジュネーブ条約では負傷者しか輸送できないのに諜報情報を「輸送」するのはいいのだろうか。ここで問題になるのが、“force protection”（兵力保護）と“local intelligence”（地域諜報）の関係である。前者については義務があるが後者の義務はない。ということは自分たちの軍隊にとって危険かどうか境界になる。従って、たとえば事前に情報を集めるように言われて医療活動に出かけるのはあきらかにやりすぎ。第二のシナリオは他国やホスト国としての医療活動中に諜報活動を行うというものである。たとえば湾岸戦争のときアメリカの医療部隊がクウェートの病院で働いた。この場合クウェートについての情報を集めるのはいいのだろうか。Jefferson らのスタンスは、現地医療従事者の教育という局面と現地病院の運営という局面で判断が違うのではないか、というものである。運営の場合には正確な情報は必要である。

三つ目のシナリオは抑留者(detainee)のケアへの参加である。尋問にきた警察に対して医療従事者としてどうするかについてルールらしいルールはない。話せる状態ではないからといって拒否するという場合はルールのようなものがあるが、他にルールがあるわけではない。

四つめは代償 (quid pro quo) についてのシナリオである。医療の提供と引き替えに情報を引き出すということは認められるか？治療拒否などの脅迫はあきらかにジュネーブ条約違反だが、ポジティブな代償は必ずしも禁止されていない。しかしもしこの形で医療が利用されることを認めたら医療という専門職業自体に長期的なダメージを与えるはず。

Jefferson らはこうしたシナリオベースの演習をするように誰かに言われたわけではなく楽しんでやったとのことであった。

会場からは特に(1)の場合について、議論が盛り上がった。まず、どうやって force protection と intelligence を区別するのかという点に関する質問が多くあった。たとえば誰に報告するのか（現地の部隊か諜報部隊か）が重要な区別ではないか、という意見、受動的か能動的かという区別が重要なのではないかという意見、医療従事者としての役割関連責任の範囲内かどうか、という意見などさまざまであった。そもそも force protection 情報をもちかえるのはジュネーブ条約の意図に反しているのではないか、という意見もでた。まったく戦闘に参加しないことで医療活動を行おうというのが趣旨なので、どんな情報でも情報を持ち帰るのはかえって標的になる危険を冒すことになる。しかしそもそもジュネーブ条約は軍医の危険を減らすことが目的なのかという意見もある。軍人の側の立場からは、逆に、あらゆる諜報情報は force protection 情報だという意見も出た。

軍医である以上、たんなる医療従事者とは違う二重の責任が発生する、force protection をしたくないなら医療部隊などの別の制服を着るべきではないか、という意見もあった。これに関連して、NGO

などの軍隊以外の戦場における医療従事者がどのようなルールになっているかを調べると助けになるのではないか、という意見もあった。

このセッションに参加しての感想だが、まず、Majima の非常に抽象的な議論が、Jefferson ら実際の軍隊の関係者から大変好意的に受け止められ、真剣に議論が交わされていたことが印象的であった。現場の人間がかなり抽象的な倫理的議論にくいついてくるということ自体、日本ではなかなか考えにくいことである。APPE で軍隊倫理関係のセッションに参加するたびに思うことであるが、やはり軍が社会の一部として機能している社会においては軍に対する周囲の態度も軍人たち自身の態度も日本とは非常に違う。そうした背景のない日本で戦争倫理の研究をする Majima 氏はこの先もなかなか苦労が多いであろうと感じた。

8 専門職倫理教育

“Teaching professional ethics”と題するセッションでは、まず、Charles Harris (Texas A&M University)が “Humanities and Social Sciences in Engineering: The role of virtue ethics”と題する発表を行った。工学倫理では、これまでもっぱら技術的災害をさけ、不正行為をさけるという二つの目標のもとに倫理教育を行う、いわば予防的倫理の教育を行ってきた。これに対し、Harris の考える aspirational ethics では、もっとポジティブな面を強調する。専門職としての気質 (professional character)を身につけることがこの種の倫理教育の目的であり、good engineer とはそうした性格特性を身につけている技術者のことである。Harris は aspirational ethics の中でも徳倫理学の観点から行われる virtue aspirational ethics に興味がある。徳を持つとはどういうことかについてはハーストハウスの分析を下敷きにする。

Harris はある種の徳は人文や社会科学において教えた方がいいと主張する。第一は自然への敬意 (respect for nature)で、ハーストハウスもこれを重要な徳として挙げている。この徳を身につけるにはレオポルドやポール・テイラーらの文章を読むのが一番かもしれない。第二は社会的意識 (social awareness) という徳である。これは、技術が社会に埋め込まれているという理解を指す。Harris が技術系の学生へインタビューしたところでは、そんなことまで気にしてもらえない、といったような反応だった。こういう徳を身につけるには STS や技術哲学 (ハイデガーなど) について読むことが助けになるかもしれない。

フロアから出たのは、徳を倫理の授業で教えるのはいいが、徳を身につけたかどうかどうやって評価するのか、という質問だった。これに対してこのセッションの司会の Bebeau は事例をもとに模範的専門職と一緒に話して考える方法を提案した。そういう場での発言がセンシティブティを評価する方法になるのではないかというわけである。特に評価の為といわず、そうした機会を持つのは教育的な効果も高いという意見が出ていた。

第二のスピーカーは Mathew Cabot (San Jose State University) で、タイトルは “using the four-component model to create a multidimensional approach to public relations ethics”であった。アメリカの PR 業界の専門職団体 PRSA (Public Relations Society of America) の倫理綱領の 2000 年

のバージョンは Harris の言う意味で aspirational なものとなっている。基本的倫理原理として共同体主義やハーバースの討議倫理が取り入れられた。

Cabot は PR 専門職倫理の教育を行ってきたが、まさに aspirational な倫理教育をしようとすると、学生の成績評価をどうするのが大きな問題になる。これまでの評価手法はプロセスよりも内容に焦点があてられてきており、結果として一次元的な扱いがなされてきた。これに対して、Bebeau が歯科倫理で発達させてきた多次元アプローチがあり、これは道徳心理学を使い、プロセスに重点を置くものである。Cabot はこの新しいアプローチを広めようと考えている。

旧来の倫理科目での評価手法の代表はミネソタ大学で作られた DIT (defining issues test) である。DIT テストは道徳的推論能力をはかってきた。しかし新しいモデルでは道徳的機能において道徳的推論は一つの要素でしかないことを強調する。Cabot は四つの構成要素モデルを使う四要素モデル (four component model) を提案する。そこでは DIT で測られる道徳的判断の他、道徳的感受性、道徳的動機、道徳的性格の三つの次元が使われる。これを区別するのは、道徳的感受性も判断力もあるが道徳的動機に従わない場合 (例えばサンキュー・フォー・スモーキングの主人公) や、感受性も判断力も動機もあるが性格のせいで正しい選択ができない場合が考えられるからである。

Cabot によれば、四構成要素モデルに基づいて、どのくらい目標が達成できているかを調べる手法が現在開発中である。この研究には質的研究と量的研究の両方が必要である。今のところ、PR の学生は道徳的判断のスキルが低い、それについては矯正が可能である。しかし現状では、試験で調べられるのは感受性と判断までである。動機や性格をどう評価するか今のところはまだ答えが出ていない状態だという。

報告者の印象であるが、日本ではまだ DIT すらまだほとんど使われていない状態で、アメリカではすでに専門職倫理の徳倫理化にあわせて次のステップが模索されている。もちろん、客観評価が求められる風土などさまざまな要素があるだろうが、やはりここでも専門職倫理の成熟度の大きな落差を感じさせられることになった。

今回 APPE に参加してみて、一番印象に残ったのはやはり実践倫理・専門職倫理の議論の状況やこれらの領域をとりまく環境が日本とアメリカでは大幅に違うということである。これはもちろん一方ではアメリカの現在の議論を日本にそのまま移植しようとしても無理だということの意味するが、他方ではアメリカの議論の状況を知ることによって日本の応用倫理の将来について大きな示唆が得られるということでもあるだろう。たとえば DIT についてはこれから日本でも導入の動きが進むであろうが、その際に次のステップまで念頭におくことができるという意味では日本の倫理学者の方が有利な立場に立っているといえるだろう。